氏 名 等 変 更 届 出 書

年 月 日

九州産業保安監督部長 殿

〒 －

住所

氏名（法人は名称及び代表者役職氏名）

氏名（名称、住所、法人代表者氏名、事業場名称、事業場所在地）に変更がありましたので、電気関係報告規則第４条の表第 16 号の規定により次のとおり届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 事 業 場 名 称 |  |
| 事 業 場 所 在 地 | 〒 － |
| 公害発生等施設の種類  |  |
| 変更の 内容  | 変更事項 |  |
| 変 更 前 |  |
| 変 更 後 |  |
| 変 更 年 月 日 |  |
| 変 更 理 由 |  |
| 公害発生等施設の概要  |  |

連絡先（TEL）

備考 １ 用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２ 公害発生等施設の種類が複数に該当する場合は、その全て記載すること。

【留意事項】

①この届出の対象となる電気工作物は、次の各法令で規定する施設に該当するものです。

・大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第２条第２項に規定するばい煙発生施設

・大気汚染防止法第２条第 10 項に規定する一般粉じん発生施設

・大気汚染防止法第２条第 13 項に規定する水銀排出施設

・ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）第２条第２項に規定する特定施設

・水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第２条第２項に規定する特定施設

・水質汚濁防止法第５条第３項に規定する有害物質貯蔵指定施設

・振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第３条第１項の規定された地域内に設置された発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の電気工作物であって、同法第２条第１項の特定施設に該当するもの

・騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第３条第１項の規定により指定された地域内に設置される発電所、変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の電気工作物であって、同法第２条第１項の特定施設に該当するもの

②この届出の対象となる変更事項は、次のとおりです。

（１）公害発生等施設を設置する者（以下、「設置者」という。）が個人の場合

・氏名又は住所

（２）設置者が法人の場合

・名称、住所又は代表者の氏名

・事業場の名称又は所在地

【記載上の注意事項】

①この届出は、変更の事後に行うものとなりますので、変更年月日が先、届出年月日が後の日付となるように届出を行って下さい。